

**発行者による上場株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令  
の一部を改正する内閣府令（案）の概要**

公開買付説明書の電磁的方法による交付方法に、発行者等の閲覧ファイルを上場株券等の売付けを行おうとする者に閲覧させる方法等を追加することとする（第 25 条の 2）。